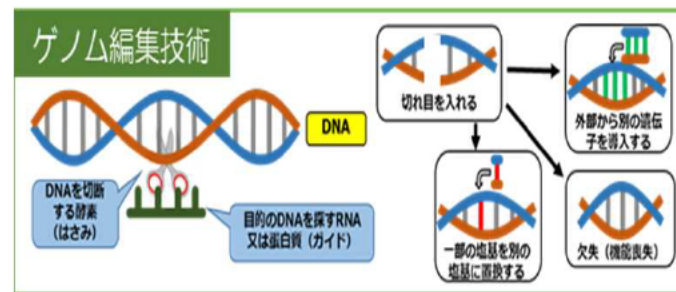


「ゲノム編集指針」及び「ART指針」の改正について

経緯

- 令和元年6月、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)において、**ゲノム編集技術等を用いた基礎的研究におけるヒト胚の取扱いの方向性**に関する見解が示された。
- 文科省・厚労省で合同会議を設置し、関係指針(ゲノム編集指針・ART指針)見直しの検討を行い、改正案を取りまとめ。



対象指針

① ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(ゲノム編集指針)

<目的・適用範囲>

生殖補助医療に用いられなくなったヒト受精胚(余剰胚)への**ゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究**を行う場合に適用。

② ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(ART指針)

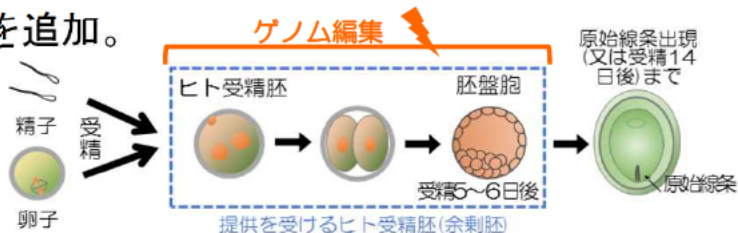
<目的・適用範囲>

生殖補助医療の向上に資する研究のうち、配偶子(精子・卵子)から**研究目的でヒト受精胚を作成する生殖補助医療研究**を行う場合に適用。

改正の概要

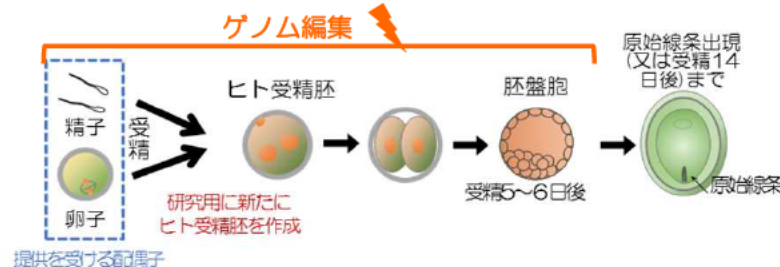
① ゲノム編集指針の改正

- ⇒ 現行の研究目的(生殖補助医療研究)に「**遺伝性・先天性疾患研究**」を追加。
- ⇒ 研究目的の範囲内でヒト受精胚から作成したES細胞の使用規定を追加。



② ART指針の改正

- ⇒ 現行の研究目的(生殖補助医療研究)に「**ゲノム編集技術等を用いるもの**」を追加。



生命倫理を遵守しつつ、ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる**基礎的研究の対象が拡大**。